

# きくよう健康倶楽部事業手引

## 令和 8 年度版

「きくよう健康倶楽部事業」（以下「本事業」という。）とは、町民の皆さまの健康づくりを後押しするための健康ポイント（以下「ポイント」という。）事業です。

歩数計機能のある活動量計や歩数計アプリを活用した健康づくり活動でポイントが付与され、獲得したポイント数に応じて商品券等に交換できます。

### 【参加条件】

以下の条件をいずれも満たす方

- 1 参加申込時点で 20 歳以上の方
- 2 町内在住または町内勤務の方
- 3 申込時に「きくよう健康倶楽部事業参加規約」に同意いただいたうえで、アンケート調査への回答にご協力いただける方。また、本事業で指定する健康管理サイト「からだカルテ」へ定期的（10 日に 1 回程度）に歩数データ送信をしていただける方

菊陽町

---

## 目次

【1】配付物について .....	1
【2】ポイントの獲得方法 .....	2
(1) 実施事項 .....	2
(2) 獲得できるポイント（令和8年度） .....	4
【3】ポイントの交換方法 .....	6
【4】ポイントの獲得状況の確認方法 .....	7
【5】年度更新について .....	8
【6】各種手続や問合せ方法 .....	8
【7】きくよう健康倶楽部事業 参加規約 .....	10
【8】個人情報の取扱い、事業の中断・終了、規約の変更 .....	16

## 【1】配付物について

配付物と内容・用途をご確認ください。

資料番号	配付物	内容・用途
1	きくよう健康倶楽部 事業手引（本冊子）	○ポイント獲得方法、ポイントの交換方法、ポイントの獲得状況の確認方法、各種手続きや問合せ方法等について
2	活動量計・「からだカルテ」の使い方 （新規受取の方のみ）	○活動量計及び健康管理サイト「からだカルテ」の登録及び使用方法等について
3	タニタの活動量計「AM-150」 （新規受取の方のみ）	○毎日の歩数等を計測する機器 健康管理サイト「からだカルテ」へデータを送信する際に必要な機器です。 【重要】箱に同封の黄色い紙は大切に保管してください。 （登録・問合せ時に必要です。）
4	歩数計アプリ 「HealthPlanet Walk （ヘルスプラネットウォーク）」の使い方ガイド （新規受取の方のみ）	○ご利用の際の留意事項、初期登録フロー、アプリの使い方

本事業参加に当たり、上記配付物をお渡しします。

ご不明な点等ありましたら、上記をご確認いただくか、問合せ窓口（P9）の窓口にご確認をお願いします。

## 【2】ポイントの獲得方法

### (1) 実施事項

本事業にご加入いただいた方には、以下の事項に取り組んでいただきます。

- (A) 活動量計またはスマホアプリの活用（データ送信含む）【必須】
- (B) 体組成または血圧の測定（データ送信含む）【任意】
- (C) 健康ポイント対象となる健康プログラムへの参加【任意】

#### (A) 活動量計の活用について

説明書などをご確認ください。

下表のデータ送信拠点や全国のローソン・ミニストップの店舗端末「Loppi（ロッピー）」等を利用し、10日に1回程度日々の歩数データの送信を行ってください。（活動量計には、30日分の歩数データまでしか保存できません。）

#### データ送信拠点

施設名	設置場所	利用時間	設置機器
全国ローソン	店内	営業時間内	Loppi（ロッピー）
光の森町民センター（キャロピア）	館内	開館時間内	リーダーライター、体組成計、血圧計
さんふれあ			
ふれあいの森研修センター			
南部町民センター			
総合体育館			
三里木町民センター			リーダーライター
東部町民センター			
武蔵ヶ丘コミュニティセンター			
中央公民館			
ゆめタウン光の森店	1階サービスカウンター横	営業時間内	
菊陽町役場健康・保険課	健康・保険課カウンター上	平日8:30から17:15まで	
町民体育館内 クラブきくよう事務局	館内	8:30から17:15まで (土日・祝日を含む)	
西部町民センター	現在工事のため、歩数データの送信はできません		

※1 ローソンでのデータ送信は菊陽町外の店舗でも可能です。

(注意：ローソン店内に本事業の担当者はおりませんので店員への問い合わせはしないでください。)

※2 活動量計の調子が良くない場合（例：表示されない、データの送信がうまくいかない等）は、電池切れでないか等をご確認いただいた上で、「問合せ窓口」（P9）にお問合せください。

※3 活動量計の初期不良等と考えられる場合は、活動量計の販売元が定める保証規定（保証期間は1年）に基づき、新しい活動量計と交換させていただきます。（初期不良についての検査やデータ乗せ換え作業のため、1週間程度活動量計をお預かりします。その間、**代替機の貸出はありません。**）

※4 町民体育館内クラブきくよう事務局、光の森町民センター、さんふれあ以外の場所には**本事業の担当者はおりませんので、操作方法等の問合せには応じられません。**ご了承ください。

※5 西部町民センターは現在工事中のため、歩数データの送信はできません。工事が完了次第、町のホームページ等でお知らせします。予めご了承ください。

#### **(B) 体組成または血圧の測定について**

町が設置した所定の体組成計または血圧計で、活動量計を添えて計測すると、健康管理サイト「からだカルテ」上に計測結果が送信され、グラフ化されていきます。

なお、体組成計で測定した場合、ポイントが付与されます。「(2) 獲得できるポイント（令和8年度）」(P4)をご覧ください。

測定が可能な拠点においては、基本的には機器を会員自身に操作していただきます。通常、現場スタッフは機器操作説明や、測定結果の解説は行いません。

#### 町指定体組成計設置場所

施設名	設置場所	利用時間	設置機器
光の森町民センター（キャロツピア）	健康増進室	開館時間内	体組成計、血圧計 リーダーライター ※体組成・血圧データ、歩数データ送信可能
南部町民センター	館内		
ふれあいの森研修センター			
さんふれあ			

### (C) 健康ポイント対象となる健康プログラムについて

本事業では、健康ポイント対象となる健康プログラム等を指定しています。(別紙①参照)

なお、追加で承認する場合がありますので、開催場所・日時については、菊陽町が発行する広報や町ホームページなどで、随時お知らせします。

### (2) 獲得できるポイント(令和8年度)

本事業の会員は、以下のポイントを獲得することができます。

定期的に活動量計またはスマホアプリのデータ送信や、町が設置した専用の体組成計・血圧計による計測を行い、データ送信する必要があります。

令和8年度のポイント付与は、令和9年2月28日(日)までとなります。

2月末までの取組の最終送信期限は、令和9年3月10日(水)となります。

ポイントの種類	ポイント付与条件	ポイント付与数
ウォーキングポイント	1日 5,000 歩で付与	10pt/日
	1日 6,000 歩以上 7,000 歩未満で付与	11pt/日
	1日 7,000 歩以上 8,000 歩未満で付与	12pt/日
	1日 8,000 歩以上 9,000 歩未満で付与	13pt/日
	1日 9,000 歩以上 10,000 歩未満で付与	14pt/日
	1日 10,000 歩以上で付与	15pt/日(上限)
計測ポイント(※1)	町が設置した専用の体組成計で計測した場合	5pt(1回/月)
健診(検診)受診ポイント (※2-1)	健診(検診)の結果表、又は領収書(対象となる期間の受診日、受診者名入り)を持参した場合 (※2-2を参照) 【健診(検診)の例】 ①職場健診、人間ドック(町又は職場) ②町が実施する健診 特定健診、各種がん検診(肺、大腸、胃、子宮、乳、前立腺)、超音波検診、歯周疾患検診、後期高齢者歯科口腔健診	200P(1回/年度) ◆申請が必要です
献血ポイント (※2-1)	献血をした日付がわかるものを持参した場合 (※2-3を参照)	1回につき50pt ◆申請が必要です
健康プログラムポイント (※3)	健康ポイント対象プログラムに参加した場合	別紙①参照

- ◆健診受診ポイント、献血ポイントの申請は、①町民体育館内クラブきくよう事務局、②さんふれあ、③光の森町民センターで受付けています。

- ※1 計測ポイントによるポイント付与は月1回までですが、計測自体は何回でも実施できます。毎月「健康づくり測定会」を開催し、測定結果の印刷も行っています

開催月、時間	開催場所
偶数月 10時から12時まで	キャロツピア
奇数月 13時30分から15時30分まで	さんふれあ

詳しい開催日時については、毎月の「広報きくよう」でご確認ください。

- ※2-1 ポイント付与の年度は次のとおりです。

申請日	付与年度
令和8年4月1日から令和9年2月28日まで	令和8年度のポイント
令和9年3月1日から令和9年3月31日まで	令和9年度のポイント
※この期間に申請できる健診（検診）は、受診日が令和9年2月1日から令和9年2月28日までのものに限りま。ご了承ください。	

※年度を遡っての申請はできません。

- ※2-2 ポイント付与の対象となる健診（検診）は次のとおりです。

①受診日が令和8年3月1日から令和9年2月28日であること

②保険診療内の検査、無料の健診（働き盛り世代のがん予防推進事業対象者（41・46・51・56・61・66・71歳になる方）が受けた胃・大腸・肺・乳・子宮頸がん検診、65歳以上の肺がん検診、無料クーポンを利用した子宮頸がんや乳がん検診）、ピロリ菌検査は対象となりません。

- ※2-3 ポイント付与の対象となる献血は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までに行ったものです。また、献血ポイントに関して、きくよう健康倶楽部への入会日以前の記録はポイントとして加算されません。ご了承ください。

- ※3 講座により、ポイント数が異なります。全講座終了後に手動で付与します。

その他町が認めたもので、健康に関する町主催イベントの参加者にポイントを付与する場合があります。随時、町広報誌やホームページでお知らせします。

### **【3】ポイントの交換方法**

本事業で獲得した「ポイント」は、1ポイント1円に相当します。

ポイントは下表の交換単位毎に交換可能です。

交換商品	交換単位	内 容
総合交流ターミナル「さんふれあ」の利用券	500ポイント	全館（温泉・レストラン・物産館）で使える利用券
ゆめタウンの商品券	500ポイント	ゆめタウン系列店で使える商品券
クオカード	3,000ポイント	クオカード提携店で使えるカード

※ゆめタウンの商品券、及びクオカードは在庫状況により後日お渡しとなる場合もあります。ご了承ください。

ポイントは保有ポイントに応じて、年度内に何度でも交換できます。

一度ポイント交換した商品券等の返品・交換はできません。

商品券との交換は自動的に行いません。窓口での申請が必要となります。

健康管理サイト「からだカルテ」上でポイント交換申請はしないでください。窓口のみの対応となります。

#### ■ポイント交換時期

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

交換時期を過ぎたら、年度内のポイントは初期化（0ポイントにリセット）されますので、忘れないように交換をしてください。最終交換後の500ポイント未満の端数は翌年度に繰り越せません。

#### ■提出書類

##### ①「きくよう健康倶楽部ポイント交換申請書」

（申請書様式は、ポイント交換窓口(P7)もしくは菊陽町のホームページにあります。）

##### ②交換希望者の活動量計またはスマホアプリ

## ■ポイントの交換窓口

### ①町民体育館内クラブきくよう事務局

8時30分から17時15分まで（開館日）

電話：096-273-8488

### ②菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」健康増進施設「にんじむ」

10時から17時45分まで（休館日毎週火曜日を除く）

電話：096-232-8690

### ③光の森町民センター「キャロピア」施設予約カウンター

8時30分から17時15分まで（開館日）

電話：096-237-6577

## **【4】ポイントの獲得状況の確認方法（交換はできません）**

ポイントの獲得状況は、以下の方法で、会員ご自身で確認できます。

### 1 **健康管理サイト「からだカルテ」（随時）**

URL <https://www.karadakarute.jp/kikuyo/>

健康管理サイト「からだカルテ」では、パソコンやスマートフォン等により、以下の内容を確認することができます。

- ・ 各種ポイントの獲得状況
- ・ 送信を行った歩数や測定した体組成の情報
- ・ 会員の登録情報

※ 活動量計に同封されたログイン ID、パスワード（黄色い紙）の入力が必要です。

※ ID、パスワードは変更しないでください。（ニックネームは変更可能です。）

### 2 **ローソン店頭端末 Loppi（随時）**

活動量計を所定の場所に置き、歩数データを送信したあと、画面上で確認することができます。

### 3 **歩数計アプリ「HealthPlanet Walk（ヘルスプラネットウォーク）」（随時）**

アプリ内で保持しているポイントを画面上で確認することができます。

確認方法は、別冊の使い方ガイドをご確認ください。

## **【5】 年度更新について**

- 更新手続については委託事業所から会員へ案内通知をしますので、「きくよう健康倶楽部継続申請書」を提出してください。
- 更新しない場合は、下記【6】（2）による退会手続が必要となります。

## **【6】 各種手続や問合せ方法**

### **（1）申請手続**

- 新規参加料は、無料となります。
- 活動量計の使用をご希望の場合は、4,300 円（税込）で購入していただけます。
- スマホアプリの使用をご希望の場合は、料金はかかりません。ただし、通信費は、本人負担となります。

### **（2）退会手続**

- 町外への転出又は町内での勤務者でなくなった場合は、本事業への参加を継続することができませんので、速やかに退会の手続をお願いします。
- 退会をご希望の場合は、「きくよう健康倶楽部退会届」の提出をお願いします。

### **（3）活動量計の不具合による手続**

- 活動量計を購入された方で、活動量計の初期不良等と考えられる場合は、活動量計の販売元が定める保証規定（保証期間 1 年）に基づき、新しい活動量計と交換させていただきます。初期不良についての検査やデータ乗せ換え作業のため、1 週間程度お待ちいただきますのでご了承ください。
- 活動量計を紛失・破損した場合で、引き続き活動量計の利用をご希望の場合は、4,300 円（税込）で購入していただけます。

**※各種手続の申請様式は、「問合せ窓口」（P9）またはホームページにあります。**

#### (4) 問合せ窓口

問合せ内容	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入会受付、活動量計のお渡し</li> <li>・退会受付</li> </ul>	<p><b>1 町民体育館内クラブきくよう事務局</b>            TEL : 096-273-8488            8時30分から17時15分まで            (開館日)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント交換</li> </ul>	<p><b>2 菊陽町総合交流ターミナル さんふれあ健康増進施設「にんじむ」</b>            TEL : 096-232-8690            10時から17時45分まで            (休館日毎週火曜日を除く)</p> <p><b>3 光の森町民センター キャロツピア施設予約</b>            TEL : 096-237-6577            8時30分から17時15分まで (開館日)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診・献血ポイント受付</li> <li>・ポイント数の照会</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全般のことでのおたずね</li> </ul>	<p><b>町民体育館内クラブきくよう事務局</b>            TEL : 096-273-8488            8時30分から17時15分まで            (開館日)</p>

※問合せ先や内容が年度内で変更する場合があります。その際は事前に菊陽町のホームページ等でお知らせします。

## **【7】 きくよう健康倶楽部事業 参加規約**

### 第1条（目的）

- 1 本規約は、健康に寄与する活動を行った会員に対し、町がポイントを付与し、累積ポイントに応じたサービスを受けるシステムを構築することにより、健康意識の向上及び意識的な活動の促進を図り、会員の健康寿命の延伸を実現することを目的とした、きくよう健康倶楽部事業（以下「本事業」といいます。）を実施するために必要な事項を定めたものです。
- 2 この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 「健康ポイント」とは、会員が、本規約その他町が定める基準に従って有効な交換を行うことによって便益の提供を受けるために使用することができる、交換手段及びその単位のことをいいます。
- (2) 「申込者」とは、本規約に同意し、きくよう健康倶楽部申込書兼同意書（以下「参加申込書」といいます。）を町に提出した者をいいます。
- (3) 「会員」とは、申込者のうち、町より本事業への参加が承諾された者をいいます。
- (4) 「からだカルテ ID」とは、本事業の会員に対して、町が付与する ID のことをいいます。
- (5) 「健康プログラム」とは、町が指定するきくよう健康づくりプログラム等のことをいいます。
- (6) 「マイページ」とは、第8条に定める実施内容及び第9条の定めにより付与される健康ポイント等を確認できるウェブサービスのことをいいます。

### 第3条（参加申込み）

- 1 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で、参加申込書により本規約への同意及び参加の申込みを行うものとします。
- 2 申込者が参加申込書を提出後、町が参加申込書を受理した時点で、当該申込者は本会員規約に同意したものとみなします。

### 第4条（参加者の決定）

- 1 町は、参加申込書に記載された申込情報を確認し、必要な審査・手続き等を経た後に承諾し、活動量計を貸与します。
- 2 会員の決定は、登録日をもって決定とし、その時点から会員と町の間には本事業への参加に関する契約が成立するものとします。
- 3 町は、申込者が次のいずれかに該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
  - (1) 同一の者が重複して申込みを行った場合

- (2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
  - (3) 虚偽の申込み等により、第5条に定める条件を満たさないことが判明した場合
  - (4) 町外転出、転勤や死亡等により、住民・在勤ではなくなった場合
  - (5) 6ヶ月以上継続して、第8条第1項に定める事項を実施しなかった場合
  - (6) その他町が承諾できない事由があると判断した場合
- 4 町は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を通知するものとします。

#### 第5条（参加条件）

本事業の会員は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 参加申込の時点で20歳以上の方
- (2) 菊陽在住又は菊陽町内勤務の方
- (3) 自己責任で本事業に参加できる方
- (4) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していない方
- (5) 本規約に承諾いただいた方
- (6) 本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方

#### 第6条（参加費用の負担）

- 1 新規会員に係る費用 活動量計代金 4,300円（税込み） スマホアプリの場合無料
- 2 瑕疵による破損又は紛失により、会員が活動量計の再購入を希望する場合の費用
- 3 事業参加に関する通話、通信及び郵送にかかる費用
- 4 活動量計の電池交換にかかる費用
- 5 その他町が別途指定する費用

#### 第7条（活動量計の管理）

活動量計を第三者に貸与・譲渡することはできません。

#### 第8条（実施内容）

- 1 本事業への参加者は、次の事項に協力いただきます。
  - (1) アンケート調査の回答
  - (2) 町が指定する健康プログラムへの参加
  - (3) 活動量計または歩数計アプリでのデータ計測及びアップロード
  - (4) 体組成、血圧データの計測及びアップロード
  - (5) 健康診断（等）の受診
  - (6) 町への健康診断結果の提供
- 2 実施方法は、別に定めるきくよう健康倶楽部事業手引（以下「事業手引」といいます。）によるものとします。

#### 第9条（健康ポイントの付与）

1 本事業における健康ポイントは、第 8 条第 1 項 (2) から (6) に定める事項の実施状況等に応じて参加者に付与するものとします。なお、付与される健康ポイントとポイントの付与の方針は、次に定めるとおりとします。

(1) 歩数関連ポイント

1 日当たり設定した歩数を達成した場合

(2) 計測ポイント

指定の体組成計でデータアップロードを実施した場合

(3) 健康プログラム参加ポイント

指定の健康プログラムに参加した場合

(4) 健診受診ポイント

所定の健診（検診）を受診し、結果表又は領収書を持参した場合

2 ポイントの付与に係る詳細は、事業手引によるものとします。

#### 第 10 条（健康ポイントの交換）

獲得した健康ポイントの交換等については、事業手引によるものとします。

#### 第 11 条（登録内容の変更の届出）

1 会員が町に通知した住所、電話番号等、申込情報に変更が生じた場合、会員は速やかに変更内容を町に連絡するものとします。

2 町は、参加者から前項の変更に関する連絡がなされない場合、参加者が獲得した健康ポイント又は会員のポイント交換を無効とすることがあります。

3 会員が、第 1 項の変更の連絡を行わなかったために、町からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に会員に到達したものとみなします。

#### 第 12 条（退会手続き）

会員は、町外への転出又は町内での勤務者でなくなった場合は、速やかに退会の手続きを行うものとします。

#### 第 13 条（事業の中断又は終了）

1 町は、実施期間内であっても、本事業のサービスの中断又はサービスの全部若しくは一部の提供を終了することがあります。

2 前項に基づき本事業を中断又は終了する場合、町は参加者に対して、その旨を事前に会員へ通知することとします。

#### 第 14 条（禁止事項）

参加者は、次の各号に定める行為を行ってはけません。

(1) 活動量計の貸与、譲渡、販売、質入れ、その他の担保利用

(2) 本規約に違反する行為

- (3) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
- (4) その他第三者に不利益を与える行為
- (5) 会員自身のID、パスワードの変更

#### 第15条（損害賠償等）

- 1 会員は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により町に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
- 2 会員は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、町以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

#### 第16条（免責事項）

- 1 本事業は、会員の健康改善・増進を支援するものであり、会員の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
- 2 町は、本事業の中止により、会員又は会員に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
- 3 町は、町の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
- 4 町は、町の責によらない事由により、会員の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
- 5 町は、会員の故意又は過失に起因して第三者により使用又は破棄された健康ポイントに関して、会員等に生じた損害について責任を負いません。
- 6 町は、町が指定する健康プログラムの利用において、町の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。

#### 第17条（個人情報の取扱い）

- 1 本事業に伴うサービスの実施等に際して、町が会員から取得した個人に関する情報（以下「会員情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法及び町の個人情報保護条例に準拠するものとします。
- 2 本事業の実施に際し、町は次の各号に定める会員情報を取り扱うこととします。
  - (1) 第3条に定める参加申込書にご記入いただいた次の項目  
氏名、生年月日、身長、住所、性別、勤務先、電話番号
  - (2) 第8条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目
    - ①アンケート調査の回答結果
    - ②活動量計データ（計測日、機器型番、歩数、消費カロリー）、体組成計データ（計測日、体重、BMI、体脂肪率、筋肉率、体年齢）
    - ③健康プログラムの参加状況（自治体コード、団体・施設コード、運動プログラムコード、認証日時）
  - (3) その他本事業の実施に必要な次の項目  
マイページの利用ログ
- 3 町が取り扱うこととなる会員情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ会員本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした会員情報を利

用目的以外に利用することはありません。

- (1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
    - ①町からの通知、各種情報、アンケート等の送付
    - ②会員に対する健康ポイントの付与
    - ③会員が保有する健康ポイントの交換
    - ④会員からの問合せの対応、確認及び記録
    - ⑤その他本事業の管理・運用のために必要な事項
  - (2) 本事業の効果分析・評価のための利用
    - ①参加者の参加実績及び実施結果の集計・分析
    - ②参加者の行動変容及び健診（検診）結果等健康状態改善効果の分析
    - ③サービス向上、事業展開方策の分析
    - ④医療費抑制及び経済活性化等の分析
- 4 町は、会員情報を町が保有する医療費・介護保険等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにした上で、前項第2号に定める医療費抑制の効果分析のために利用することがあります。
- 5 会員情報の外部提供については、次に定めるとおりとします。
- (1) 町は、本事業を行うに当たり、会員情報の管理、活動量管理の仕組み、ポイント付与の仕組みを、㈱タニタヘルリンクに委託し、第3項に定める個人情報を経営委託事業所に提供することとします。なお、町は、会員情報の取扱いにおいては、安全管理が図られるよう、㈱タニタヘルリンクに対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
  - (2) その他、会員に対する健康ポイントの交換に係る業務、アンケート調査の郵送・回収に係る業務、本事業の効果分析・評価等、第3項に定めた目的を達成するために必要最低限の範囲内で、会員情報の取扱いをポイント交換商品提供等の外部事業者へ委託することがあります。なお、町が会員情報の取扱いを外部に委託する場合は、安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
  - (3) 町は、第3項に定めた利用目的の範囲内で、会員情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報には当たらないデータとして外部に提供することがあります。
  - (4) 町は、会員情報を統計処理した上で、その統計情報を第3項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。
  - (5) 会員が、会員情報の外部提供を行わないことを希望される場合は、第12条に定める方法により退会をお申し出ください。
  - (6) 本条の内容は、個人情報保護法、町の個人情報保護条例及び関連法規、ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。
  - (7) なお、町は会員情報の管理、活動量管理の仕組み、ポイント付与の仕組みを一部経営委託事業所へ業務委託します。
- 6 会員情報の安全管理措置については、次に定めるとおりとします。

- (1) お預かりした会員情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他会員情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- (2) 町は、次に定めるとおり、会員情報を適切に保護し、取り扱います。
  - ①会員情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
  - ②利用目的や問合せ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
  - ③本条第3項に定めた利用目的の範囲内で会員情報を利用します。
  - ④あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、第3項に定めた利用目的の範囲を越えて会員情報を第三者に提供又は開示しません。
  - ⑤会員本人より会員情報の照会・開示などについて、事業手引に記載する問合せ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。
  - ⑥会員情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するために、会員情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
  - ⑦関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取組及び継続的な改善・向上に努めます。

#### 第18条（規約の変更）

- 1 会員は、本規約の変更について、電子メール又は町のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
- 2 会員情報の利用目的又は利用範囲の変更に係る本規約の変更を行う場合は、個人情報保護法、町の個人情報保護条例及び関連法規等により、町から会員に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。

## **【8】 個人情報の取扱い、事業の中断・終了、規約の変更**

---

### **■ 個人情報の取扱い**

- 本事業において、システムを運用する(株)タニタヘルスリンク及び事務局機能を運営する委託事業所が参加者から取得した個人情報の取扱いは、個人情報保護法及びその他関係法令に従います。
- 本事業の適切かつ合理的な運用や効果分析・評価といった本事業の目的以外に、個人情報を利用することはありません。
- 利用目的の範囲内に限り個人情報を匿名化し、個人情報には当たらないデータとして外部に提供することや、統計処理した統計情報を外部に公表することがありますが、その際に、個人が特定されることは一切ありません。

### **■ 事業の中断・終了**

- 町は、利用期間内であっても本事業のサービスの中断又はサービスの全部若しくは一部の提供を終了することがあります。
- 前記の場合は、参加者に対して、その旨を事前に菊陽町のホームページ等でお知らせします。

### **■ 規約の変更**

参加規約を変更する場合は、菊陽町のホームページ等によって事前に変更内容をお知らせします。このお知らせ以降、参加者は変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。



